

福島県災害薬事コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合（以下、「災害時等」という。）において、必要とされる医薬品等の提供及び薬剤師の派遣等が迅速かつ的確に提供されるよう調整等することによって被害の軽減を図るため、県保健医療福祉調整本部に統括災害薬事コーディネーターを、県災害対策地方本部等に地域災害薬事コーディネーター（以下、併せて「コーディネーター」という。）を置く。

(身分)

第2条 前条に規定するコーディネーターの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(委嘱及び任期)

第3条 コーディネーターは、薬事関係団体及び保健所において、災害薬事に精通し、かつ、福島県の薬事の現状について熟知している薬剤師で、次の各号に該当する者のうちから知事が委嘱する。

（1）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

（2）次のいずれかの要件を満たす者

（ア）県が行う災害薬事コーディネーター養成研修を修了した者

（イ）県が（ア）と同等以上の研修と認める研修を修了した者

（ウ）知事が特に必要と認めた者

2 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができるものとする。

3 コーディネーターを再度委嘱する場合については、第1項第2号に定める研修に参加することが望ましいこととする。

(職務内容)

第4条 コーディネーターは、災害時等において保健福祉部長の要請に基づき、次の業務を行う。

（1）統括災害薬事コーディネーター

県保健医療福祉調整本部に出務して、県全体の医薬品等ニーズの情報収集、医薬品等の供給管理、支援薬剤師の派遣調整及び受入調整等、助言及び支援を行う。

（2）地域災害薬事コーディネーター

被災地の災害対策地方本部等に出務して、医療圏内における医薬品等ニーズの情報収集、医薬品等の供給管理、支援薬剤師の派遣調整及び受入調整等、助言及び支援

を行う。

- 2 コーディネーターは、薬事救護活動が安定した場合は、保健福祉部長と協議の上、薬務課長又は被災地を所管する保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(勤務条件)

- 第5条 コーディネーターの勤務条件は、「特別職に属する職員の任用等に関する取扱要綱」(昭和52年12月1日付52人第296号)第9条の規定の範囲内で別に定める。

(報酬及び費用弁償等)

- 第6条 コーディネーターの報酬は日額とし、「福島県災害救助法施行細則」(昭和35年6月21日福島県規則第49号)別表第2に定める日当の額とする。また、その支払いは「会計年度任用職員任用等管理規程」(令和2年訓令第1号)の例による。

- 2 コーディネーターが職務のために旅行するときの旅費は、福島県旅費条例(昭和28年福島県条例第24号)に規定する知事等以外の職務にある者の例による。

(知識の習得・向上等)

- 第7条 コーディネーターは、災害医療に関する研修や訓練を通じて、知識の習得、向上に努めるとともに、各コーディネーター及び関係機関との連携を図るものとする。

(守秘義務)

- 第8条 コーディネーターは、職務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(解職)

- 第9条 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間中であっても、これを解職することができるものとする。

- (1) コーディネーターとしての能力または適性を欠くと認められる場合
- (2) 精神または身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- (3) 職務を怠り、または前条の規定に違反した場合
- (4) コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

(離職)

- 第10条 コーディネーターは、次に該当する場合は離職する

- (1) 退職を願い出て承認された場合
- (2) 死亡した場合

(災害補償)

第 1 1 条 コーディネーターが、その業務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」（昭和 3 7 年 1 0 月 1 0 日福島県条例第 5 4 号）の例により、扶助金を支給する。

（事務）

第 1 2 条 コーディネーターに関する事務は、保健福祉部薬務課において処理する。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。